

## 災害時における支援活動に関する協定

公益社団法人 日本水道協会（以下「甲」という。）と独立行政法人 水資源機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害、渇水やその他の災害の発生時において、飲用水の確保、水道施設等の早期復旧を図るため、支援活動に関する協定を締結し、協力体制を築くものとする。

具体的には、大規模な災害が発生した場合における応急給水の確保支援や水道施設の応急復旧支援、渇水時における水道水源の確保支援を迅速かつ円滑に遂行するため、甲の正会員が相互に行う応援活動等について、乙は業務に支障のない範囲で、乙の技術力を活かした支援を行うものとする。

また、甲及び乙は、あらかじめ支援のための連絡体制を整え、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡し合うものとし、支援実施に当たって必要となる事項については、細目を別に定めるものとする。

この協定は、締結の日から実施することとし、有効期間は、締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前に甲又は乙から変更の申入れがないときは、この協定は更新されたものとみなし、更に1年間有効とする。その後も又、同様とする。

この協定成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年12月7日

甲 公益社団法人 日本水道協会  
理事長 吉田 永

乙 独立行政法人 水資源機構  
理事長 金尾 健司